

静岡県林地開発許可基準及び留意事項

（災害の防止：第2章第1の1, 水害の防止：第2章の1）に規定する事業については、**該当する法令に基づき審査**を実施します。

1. 都市計画法に規定する許可を必要とする事業

（29条又は35条の2関係）

都市計画区域又は準都市計画区域内において、その規模が規定以上の開発のもの

審査基準：静岡県開発行為の手引き 第4編 技術基準

2. 宅地造成及び特定盛土等規制法に規定する許可を必要とする事業

（12条又は16条関係）

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事を行うもの

審査基準：盛土規制法静岡県申請の手引き 第3編 技術的基準

（30条又は35条関係）

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うもの（政令で定める規模のものに限る）

審査基準：盛土規制法静岡県申請の手引き 第3編 技術的基準

3. 砂利採取法及び採石法に規定する許可を必要とする事業

事業の開発目的が「土石の採掘」のもの

審査基準：静岡県砂利及び岩石採取計画認可事務取扱要綱の基準

4. 産業廃棄物の処理に関する法令に規定する許可を必要とする事業

事業の開発目的が「廃棄物最終処分場の設置」のもの

審査基準：静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱の基準